新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について［Ｑ＆Ａ］

保護者の皆様へのお願い

　日頃より、松戸市の保育行政にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

本市内において新型コロナウイルス感染者数が増加し、市内介護施設においても集団感染が発生したことから４月24日から、必要な保育を確保したうえで、市内保育施設を臨時休園いたしました。

保育施設では、感染症対策として、毎日の検温や手洗いなどの健康管理や定期的な消毒、こまめな換気等を行っておりますが、乳幼児が生活する特性から、濃厚接触の機会等が多く、３つの密（密閉、密集、密接）が揃う場となっているので、家庭での保育により、引き続き、保育の規模を縮小する必要があります。本市では、個別の状況に応じて引き続き必要な保育の提供を行ってまいりますが、保護者の皆様には、今回の臨時休園の趣旨を踏まえ、勤務先との調整（自宅待機や在宅勤務等）や家族等による家庭保育をお願いします。

保育園等の臨時休園に関するＱ＆Ａ

令和2年4月28日　更新

|  |
| --- |
| Q1　臨時休園中に、子どもを預けることができる方はどのような方ですか。 |
| 以下の方のお子さまについては、臨時休園中に保育を行います。   1. 医療関係、保育・介護・障害者支援関係、インフラ関係（公共交通機関、電力・ガス・水道・通信事業等）、食品・生活必需品供給関係等に従事する者であり、家庭保育が困難な方   ※保護者全員が上記業務に従事する場合  ※その他、在宅勤務や休業制度がなく就労を必要とする場合  （２）その他家庭での保育が特に困難である方　（詳細はQ4へ） |

|  |
| --- |
| Ｑ2　保護者のどちらかの勤務が、自宅待機となった場合は、保育をお願いできますか。 |
| 家庭保育をお願いします。 |

|  |
| --- |
| Ｑ3　保護者のどちらかが、在宅勤務の場合は、保育をお願いできますか。 |
| 保育施設では、感染症対策を行っていますが、乳幼児が生活する特性から、濃厚接触の機会等が多く、３つの密（密閉、密集、密接）が揃う場となるため、在宅勤務の方においては、臨時休園の趣旨をふまえて、家庭保育をお願いします。ただし、やむを得ず保育の利用が必要な場合は、各保育施設にご相談下さい。（利用時間の短縮、利用日数の減少等をお願いします。）  ※やむを得ず、、、  　例①在宅勤務だが、仕事の締切りがあるので〇時から〇時まで預かってほしい  　例②妊婦検診で病院に連れていくのが不安なので、〇日の午前中のみ保育してほしい　等  　　→給食提供については、事前にご確認してください |

|  |
| --- |
| Ｑ4　「その他家庭での保育が特に困難である方」とはどのような方でしょうか。 |
| 急な臨時休園に伴い、どうしても会社を休めない方や、経済的に困窮する場合も想定されるため、ご家庭の状況により、保育を行います。その際にも、保育施設では、感染症対策を行っていますが、乳幼児が生活する特性から、濃厚接触の機会等が多く、３つの密（密閉、密集、密接）が揃う場となるため、利用時間の短縮や、利用日数の減少等を考慮の上、保育の利用をお願いします。  また、保護者の疾病などにより家庭保育が困難な家庭や配慮を要する児童（家庭）においては、臨時休園期間においても当該家庭への支援を継続するため、その必要性に応じて保育いたします。 |

|  |
| --- |
| Ｑ5　保育の利用については、保育施設が判断するのでしょうか。 |
| 臨時休園期間中の保育の利用の対象については、本市ではQ1に示している（1）及び（2）の方を対象としており、（2）については、Q4のとおり、ご家庭の状況により保育することと市としての考え方を示しております。各施設では、上記方向性の中で、日頃から、各保育施設において保護者の状況に配慮した個別の支援を行っていることから、各保育施設で、その必要性を判断し、保育の提供を行います。  各保育施設に対しては、臨時休園中の保育の利用は、ご家庭の個別の状況によるものとなるため、一律の取り扱いとすることなく、臨時休園の趣旨をふまえたうえで、柔軟な対応をするようお願いしております。 |

|  |
| --- |
| Ｑ6　なぜ、完全に休園しないのですか。 |
| 保育施設の全てが休園してしまうと、保護者が医療従事者や介護、インフラ関係等に従事する場合や、ひとり親などで仕事を休むことが困難な場合など、どうしても保育の必要なご家庭の子どもの受入先がなくなり、人材の不足により医療提供体制や社会生活に大きな支障が生じるおそれがあります。また、保護者の疾病などにより家庭保育が困難な家庭や配慮を要する児童（家庭）への継続した支援を行うため、ご家庭の個別の状況に応じて、保育を継続することとしております。 |

|  |
| --- |
| Ｑ7　いつまで臨時休園となりますか。 |
| 臨時休園の期間は、5月31日までとしております。  今後変更がある場合は、松戸市ホームページ等でお知らせします。 |

|  |
| --- |
| Ｑ8 緊急事態宣言の期間が延長されていないのに、なぜ臨時休園期間を延長するのか。 |
| これまで臨時休園の期間は、緊急事態宣言が解除される5月6日までとしておりましたが、現時点において、政府は緊急事態宣言の解除や延長について判断を示しておりません。  臨時休園の延長の決定について、大型連休期間中に入ってしまうと、保護者の方は就労先に勤務を調整する時間的余裕がなくなることや、保育施設では休園解除となった場合、保育の提供にかかる準備に時間的余裕がなくなるため、緊急事態宣言の期間延長の判断に先立ち、臨時休園の期間を延長しました。  保育施設に登園するということは、家庭保育に比べて感染リスクが高いことや、万が一、子どもや職員が罹患した場合には、保育施設に関わる多くの方に感染が拡大する恐れがあることから、子どもや保護者及び保育施設の職員の安全を第一に考え、臨時休園を延長いたします。 |

|  |
| --- |
| Ｑ9　臨時休園の対象となる施設はどこでしょうか。 |
| 臨時休園の対象となる施設は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所となります。なお、認可外保育施設については、登園自粛の要請を行っております。 |

|  |
| --- |
| Ｑ10　保育施設の保育料や給食費は返還されますか。 |
| 本市において登園自粛を要請していた期間と臨時休園の期間の保育料及び給食費については、登園日数に応じて当該費用を減額いたします。  （減額の対象となる期間は、令和2年4月1日から登園自粛要請及び臨時休園の終了までです。）  原則、保育料は減額前の金額で一旦納入していただきます。後日、各保育施設から本市に登園日の報告を受けて、減額する保育料を決定いたします。保育料の減額に伴い、過払いとなった費用については、各保育施設から返金等の対応を行います。（認可保育所については、後日、本市からご案内いたします。）  給食費については、各保育施設から返金等の対応を行います。（松戸市の公立保育所については、後日、本市からご案内いたします。） |

|  |
| --- |
| Ｑ11　臨時休園に伴い、家庭で過ごす時間が増えることで環境が変わりました。子育てに関する悩みごとなど相談する場所はありますか。 |
| 本市では、ご家庭での子育てに関する相談先をご紹介しております。  下記QRコードをご参照下さい。   1. 松戸市ホームページ　『ひとりで悩まないで　～子育て世帯向け相談窓口～』      1. 松戸市ホームページ『自宅で過ごすこどもたちのために』      1. 松戸市『感染症（新型コロナウイルス感染症の関連情報）』 |